

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ホームページバナー広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（以下「財団」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 掲載する広告はバナー広告とページ広告とし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治・宗教活動、意見広告、個人的宣伝にかかるもの
- (3) 公共の秩序、善良な風俗に反するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の適用を受ける業種のもの
- (5) その他、掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告掲載の位置)

第3条 掲載する広告の位置は、トップページ内で財団が指定した場所および、そこからリンクするページとする。

(広告の規格および掲載料等)

第4条 掲載する広告の規格、掲載期間および料金は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の希望者は、広告掲載申込書を提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 会長は、広告掲載の申込みがあったときはこれを審査し、掲載を決定したときは申込み者（以下「広告主」という。）に対し広告掲載承り書を送付するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載料は、財団が指定する期日までに納付するものとする。ただし、会長が特に認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第8条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料の一部または全部を還付するものとする。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を中止し、または掲載の決定を取

り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載を中止する申出があったとき
 - (2) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき
 - (3) 期日までに広告掲載料が納入されないとき
 - (4) 広告主が虚偽の申込みまたは不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき
 - (5) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき
 - (6) その他、会長が特に必要があると認めたとき
- (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。